

宮崎県歯科保健推進計画



日本の
ひなた
宮崎県

計画改定にあたって

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を改定します。

計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律」(第13条)及び「宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」(第8条)に基づき策定しています。

計画の期間

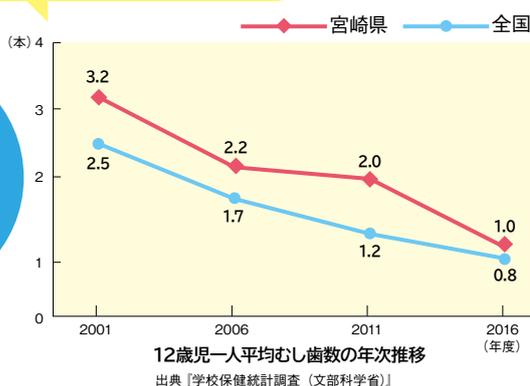
平成30(2018)年度から2023年度までの6年間

計画の基本的な方針

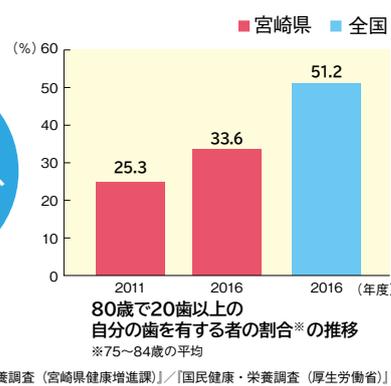
国が示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」における健康格差の縮小等の目標に則し、ライフステージに応じた歯科保健対策、支援が必要な方への歯科保健医療などを推進します。

前計画の目標と評価

宮崎県は、
全国と比較して
むし歯が
多い!



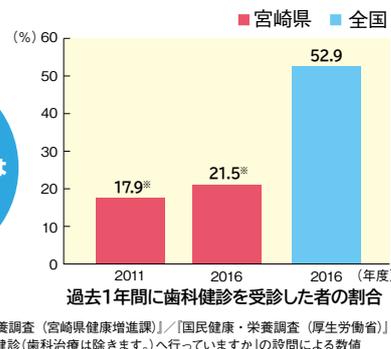
80歳で20歯以上の
自分の歯を
持っている県民は、
3人に1人!
(平成28年度)



県民の
約4~5割が、
進行した歯周炎*
を持っている!
(平成28年度)



定期的に
歯科健診を
受診している県民は
2割程度!
(平成28年度)



分野別施策

※評価について ……目標達成 ……改善傾向 ……変わらない ……悪化傾向

ライフステージに応じた歯科保健対策の推進		指標項目	現状値 (2016年度)	前計画 の評価	目標値 (2023年度)	関係者が取り組むこと	
乳幼児期	歯・口腔の清掃や食習慣など基本的歯科保健習慣を身につける時期であり、保護者の意識が子どもの歯・口腔の健康に大きな影響を与えます。	3歳児の一人平均むし歯数を減らす	0.83本		0.5本	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者に対し、正しい歯科保健知識を提供します。 ●保育所、幼稚園等と連携した歯科保健事業を推進します。 ●園行事等を通じて、保護者や祖父母へ正しい歯科保健の情報を提供します。 ●フッ化物応用に取り組みます。 	
		フッ化物塗布に取り組む市町村の割合を増やす	88.5%		100%		
学齢期	乳歯から永久歯に生えかわるため、生涯を通じたむし歯予防の中で、最も重要な時期です。また、歯周疾患が増加してくる時期です。	12歳児の一人平均むし歯数を減らす	1.16本		0.8本	<ul style="list-style-type: none"> ●児童、生徒が歯科保健に対する正しい知識を持ち、実践できるよう取り組みます。 ●児童、生徒のむし歯予防のためフッ化物応用に取り組みます。 	
		フッ化物洗口に取り組む小学校、中学校の割合を増やす	小学校	48.5%			60%
			中学校	37.5%			50%
成人期	<p>社会や家庭の中での役割が大きくなり、体力的にも安定しているため、歯科健診の機会が遠のき、健康管理が行き届きにくい時期です。</p> <p>歯の喪失の主な原因の一つである歯周疾患が増加する時期です。</p>	60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合を増やす	63.3%		70%	<ul style="list-style-type: none"> ●正しい歯科保健知識の普及啓発や歯科保健指導に取り組みます。 ●事業所と連携して、成人の歯科保健に取り組むよう努めます。 ●歯周疾患と全身疾患との関係性について正しい知識の普及啓発に取り組みます。 ●定期健康診断に歯科健診を取り入れるよう努めます。 ●歯科健診(歯周疾患検診)に取り組みます。 	
		進行した歯周炎を持つ者の割合を減らす	45-54歳	57.5%			30%
		歯間部清掃用器具(デンタルフロス、歯間ブラシ)を使用している者の割合を増やす	45-54歳	32.7%			50%
		過去1年間に歯科健診を受診した者の割合を増やす		21.5%			50%
高齢期	加齢や服薬などの影響により唾液の分泌が減少し、口の周りの筋肉の衰えなどにより、自浄作用が低下するため、歯周病やむし歯になりやすい時期です。	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を増やす	33.6%		50%	<ul style="list-style-type: none"> ●歯の喪失及び口腔機能の低下による低栄養予防のため、食生活の支援に取り組みます。 ●摂食・嚥下等の口腔機能の維持・向上に取り組みます。 ●介護予防事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業(口腔機能の向上等)に取り組みます。 	
		介護予防・日常生活支援総合事業(口腔ケア、口腔機能向上)に取り組む市町村の割合を増やす		69.2%			100%

支援が必要な方への歯科保健医療の推進



通院が困難な障がい児者や要介護者に対する歯科診療及び口腔ケアは、発熱や誤嚥性肺炎の予防、摂食・嚥下機能低下の予防などにもつながることから、在宅歯科診療を推進する体制を整備することが重要となります。

関係者が取り組むこと

- 歯科、医療、施設等の関係者に対し、研修会を行い、資質向上を図ります。
- 支援が必要な方が歯科保健医療を円滑に受けられるよう体制を整備します。
- 施設職員が、正しい歯科保健知識や口腔ケアに関する知識を身につけ、利用者の口腔ケアに取り組み、誤嚥性肺炎予防に努めます。

医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備

1 がん治療と歯科保健

がん治療などの周術期に口腔ケアを行うことで、術後肺炎などの感染症予防や口腔合併症のリスク軽減などの効果が期待できるため、早期に医科と歯科が連携することが大変重要となります。

術前に歯や義歯の調整を済ませることで、術後早期に経口摂取が開始できるようになり、在院日数の短縮や医療費の抑制にもつながります。

関係者が取り組むこと

- 周術期の口腔ケアの効果について、県民、医療関係者等への普及啓発を行います。
- がん診療連携拠点病院等と歯科医療機関の連携を図ります。

2 糖尿病と歯科保健

歯周病と糖尿病は、相互関係し、歯周病が進行すると血糖コントロールが困難になり、糖尿病が悪化するとされています。さらに、糖尿病が悪化すると、歯周病を悪化させるとされています。歯周病と糖尿病などの生活習慣病との関連や、全身との関連について認知度が低いため正しい歯科保健知識の啓発を行うことが重要となります。

関係者が取り組むこと

- 糖尿病治療時に、医療機関と歯科医療機関との連携を推進します。
- 「宮崎県糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防指針(第1期)」を参考に関係機関と連携した取組を行います。



災害時の歯科保健医療体制の整備



大規模災害による避難所での生活は、疲労やストレスによる免疫力の低下を招き肉内の炎症等が起こりやすくなります。

さらに、水不足等により適切に口腔清掃ができなくなるため、誤嚥性肺炎等の二次的な健康被害を予防することが重要です。

また、義歯の紛失等により食生活に支障をきたすことがあります。

関係者が取り組むこと

- 平時から災害時における歯・口腔の健康の保持の重要性に関する普及啓発を行います。
- 災害時の適切な口腔ケアと医療の提供のため、平時から歯科医師会・歯科衛生士会等の関係団体と連携を図り、日本歯科衛生士会が作成した「災害支援活動歯科衛生士実践マニュアル」を活用した研修会を実施するなど、支援体制の整備を行います。

県民の皆さんが取り組むこと

乳幼児期	学 齡 期	成 人 期	高 齢 期	支援が必要な方 (障がい児者・要介護者)
かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受けるよう心がけましょう。				
丁寧な歯磨きや、フッ化物(フッ化物塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤)を利用し、むし歯を予防しましょう。				
保護者による仕上げ歯磨きを行い、おやつ時間を決め、甘味の適正摂取を心がけましょう。	歯間ブラシ、デンタルフロス等を用いた丁寧な歯磨きや、義歯の手入れを行いましょう。		口腔ケアに努めましょう。	
喫煙の健康影響や、歯周病と全身疾患との関係性について理解を深めましょう。				



非常用持出袋に、歯ブラシを用意しましょう!

避難所生活での口腔衛生不良等による誤嚥性肺炎を予防するため、非常用持出袋に、口腔ケア用品を準備しておきましょう。

●口腔ケア用品(例)

家族分の歯ブラシ、歯間ブラシ、デンタルフロス、液体歯磨剤、マウスウォッシュ、口腔用ウェットティッシュ、入れ歯洗浄剤、入れ歯の保管ケース



計画の推進体制

県に設置された宮崎県口腔保健支援センターを中心に、行政や歯科医師会等の関係機関、学校、職域その他の関係者と連携し、円滑な歯科保健施策の推進を図ります。

また、障がい児者や要介護者など支援が必要な方への歯科保健医療の推進、医科歯科連携を推進するために必要な体制の整備、災害時の歯科保健医療体制の整備などを総合的に推進していきます。

6月4日～10日は、
歯と口の健康週間です。
11月8日は、
いい歯の日です。

県民の皆さんへの情報提供

県民の皆さんへ歯と口の健康づくりに関する情報を提供し、歯と口の健康づくりの意識の向上と正しい知識の普及啓発を図ります。

▼ 計画の詳細はこちら

宮崎県歯科保健推進計画



宮崎県口腔保健支援センター Facebook

